

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

白老町長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度であり、平成20年4月から運用されている。</p> <p>都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合が置かれ保険者となり、保険者は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごとに保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。</p> <p>当町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格・異動情報等の管理に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none">・資格異動情報（年齢到達、転入、死亡、転出等）の管理・被保険者証等の交付申請（受付）、引渡し、再交付申請（受付）、返還（受付）・その他各種資格関係申請等の受付及び広域連合への送付 <p>②医療保険の給付に関する事務（窓口業務のみ）</p> <ul style="list-style-type: none">・高額療養費、療養費、高額介護合算療養費等の支給申請（受付）・各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付 <p>③後期高齢者医療保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理・保険料異動情報の管理・保険料の納付書発送、徴収、納付情報の管理、還付情報の管理等・特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信・保険料期割額情報の作成及び管理 <p>④後期高齢者医療広域連合への情報提供</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一 59の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）82の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	白老町 町民課 後期高齢・医療給付グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5. ②	町民課長 畑田 正明	町民課長 山本 康正		
平成30年6月29日	I 7	白老町 総務課 総務秘書グループ	白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月29日	II 1	2015/5/25	6月29日		
平成30年6月29日	II 2	2015/5/25	6月29日		
令和1年6月21日	I 8	白老町 町民課 高齢者医療・給付手当グループ、税務課 収納グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号	白老町 町民課 高齢者医療・給付グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号		
令和1年6月21日	II 1	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年6月21日	II 2	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年6月21日	I 5. ②	町民課長 山本 康正	町民課長		
令和3年9月1日	II 1	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和4年3月9日	I 4. ①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 4. ②	空欄	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)82の項	事前	
令和4年3月9日	I 8	白老町 町民課 高齢者医療・給付グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号	白老町 町民課 後期高齢・医療給付グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号	事前	
令和4年3月9日	II 1	令和3年8月13日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年3月9日	II 2	令和3年8月13日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年3月9日	IV 6	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月9日	IV 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事前	